

総務課

平成23年度の小規模修繕契約希望者を募集します

町が発注する小規模な修繕の契約を希望する方は、次のとおり登録申請をしてください。詳細は提出要綱をご覧ください。

■小規模な修繕とは

修繕の内容が軽易、かつ履行が容易で、契約額が原則として50万円未満のもの。

【修繕の種類】

①大工職 ②ガラス工事、アルミ建材 ③畳 ④建具、家具修理・再生 ⑤装飾業、敷物 ⑥塗装(建築) ⑦左官業 ⑧建築板金業 ⑨電気設備工事 ⑩給排水衛生設備工事 ⑪鋼構造物工事 ⑫タイル工 ⑬造園管理 ⑭シャッター工事 ⑮自動車板金 ⑯その他修繕

■登録できる事業者

町内に主たる事業所または住所を有する方  
※建設業の許可の有無、経営組織、作業員数等は問いません。

■提出書類

	法人の方	個人の方
①	小規模修繕契約希望者登録申請書	
②	商業登記簿謄本(発行から3か月以内)	住民票(発行から3か月以内)
③	町税の納税証明書(直前1年分)法人町民税等	町税の納税証明書(平成22年度分)町民税等
④	希望する業種を履行するために必要な資格等の写し	

※登録申請書、提出要項は総務課窓口にて備え付けています。また、町ホームページにも掲載しています。

■登録できない事業者

- ・町内に主たる事業所または住所を有しない方
- ・希望する業種を履行するために必要な資格等を有しない方
- ・町の入札参加資格者(指名願)名簿へ登録されている方
- ・町税を滞納している方 など

■受付期間

2月10日(木)～3月10日(木)  
(土日、祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分まで

■受付場所

美郷町役場 1階 総務課管財班

■登録の有効期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日  
※有効期間は1年です。平成22年度の登録をされている方も新たに登録申請が必要です。

公用車を売却します

売却物件 ● 公用車 5台 (スバル サンバー)  
車種 軽自動車特殊 (消防車) 4人乗

	初年度登録	走行距離
No.1	平成8年	4千km
No.2	平成8年	1万2千km
No.3	平成9年	6千km
No.4	平成9年	5千km
No.5	平成9年	6千km

【注意】  
車両は現状で引き渡します。また、一時抹消登録されているため、公道での自走はできません。車両の引き取り、登録、解体等にかかる費用は、すべて購入者の負担となります。登録する、しないに関わらず、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプの撤去、車体等の文字消去を売却の条件とします。

展示日時 ● 2月14日(月) 午前9時～正午  
展示場所 ● 美郷町役場西側駐車場  
入札日時 ● 2月16日(水) 午前9時～  
入札場所 ● 美郷町役場 2階 第1会議室  
引き渡し ● 代金納入確認後  
その他 ● 売買契約締結後に納付書を発行しますので指定日まで代金を納入してください。

問い合わせ ● 町総務課 管財班 ☎0187-84-1111

住民生活課

飼い犬のマナーに関する苦情が後を絶ちません  
飼い犬のフンの放置や放し飼いはやめましょう

「自宅敷地内や敷地付近の道路、畑、田んぼ等に犬のフンを放置された」「散歩時にリードをつけていないため、近くを通るときにとっても怖い」という飼い犬のマナーに関する苦情が多く寄せられています。

- 散歩中に排せつしたフンは必ず持ち帰りましょう。
- 犬には引き綱(リード)をつけ散歩の途中も外さないようにしましょう。

- 新たに犬を飼ったときは、登録手続きが必要です。住民生活課に届出をしてください(登録料300円)。
- 狂犬病予防注射を動物病院で受けたときは、「狂犬病予防注射済証」を住民生活課に提出してください。注射済票を交付します(注射済票代550円)。
- 飼い犬が死亡したり、行方不明になった場合は、飼い犬台帳から抹消処理をするため、必ず住民生活課に届出をしてください。

チャイルドシートの購入費用を助成しています

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

- 対象者 ● 6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し同一生計である方。ただし、町民の方に限ります。
- 助成金額 ● 購入費用の2分の1以内(上限1万円)  
※対象乳幼児1人につき1台限り
- 申請方法 ● チャイルドシートを購入後、右の書類を住民生活課に提出してください。

- 提出書類 ●
- ①チャイルドシート購入費補助金交付申請書  
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号(下図参照)を申請書の欄外に記入してください。  
自 または E などで表示  
C-0000 000000
  - ②領収書(購入者の氏名、商品名、日付が記載されたもの)
  - ③品質保証書の写し
  - ④補助金交付請求書  
※申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けています。また町のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

福祉保健課

ひとり親家庭の自立を支援するため  
父子家庭の父親にも児童扶養手当が支給されます

次の支給要件のいずれかに該当する子どもで、父親がその子どもを監護し、生計を同じくしている場合は、請求手続きをすることで児童扶養手当が支給されます。

- 支給要件
- ・父母が婚姻を解消した子ども
  - ・母が死亡した子ども
  - ・母が一定程度の重度の障害にある子ども
  - ・母の生死が明らかでない子ども
  - ・その他

- 請求手続き
- 下記の必要書類等をお持ちのうえ、福祉保健課で請求手続きをしてください。
- 【請求手続きに必要なもの】
- ・父親と子どもの戸籍謄本
  - ・世帯全員の住民票
  - ・印鑑
  - ・手当を振込する通帳(父親名義のもの)

■支給期間  
子どもが18歳になった年度の3月31日まで

窓口で記入していただく認定請求書をもとに県知事が認定を行った後、手当が支給されます。所得制限等により支給されないこともあります。

問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187-84-4907